

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所尚和寮運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「協会」という。）が設置する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所尚和寮（以下「尚和寮」という。）が実施する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業（以下「特定施設入居者生活介護事業」という。）の適正な運営を確保するために、運営管理等について必要な事項を定め、要介護者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 尚和寮の職員は、特定施設入居者生活介護事業の提供に当たっては、利用者の特定施設サービス計画に基づき、尚和寮が指定訪問介護事業、指定通所介護事業及び指定訪問看護事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）を委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）が指定居宅サービス事業を適切かつ円滑に提供することにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(尚和寮の名称及び所在地)

第3条 尚和寮の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所尚和寮
所在地	長野市松代町東条 94 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 寮 長

- ア 施設の管理、職務全般の総括及び職員の指揮監督に関すること。
- イ 事業計画、予算に関すること。
- ウ 利用契約に関すること。
- エ 非常災害に関すること。
- オ 関係機関への報告及び連絡に関すること。

(2) 次 長 （理事長が必要と認めるときは、置くことができる。）

- ア 寮長の職務を補佐し、所管の事務を掌理する。
- イ 所属職員を指揮監督するとともに、業務の調整に関すること。

- (3) 主 任 (理事長が必要と認めるときは、置くことができる。)
業務の総括及び職員間の連絡調整に関すること。
- (4) 生活相談員 1人以上
利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の支援に関すること。
- (5) 看護師 1人以上
ア 利用者の保健衛生に関すること。
イ 利用者の看護に関すること。
ウ 医師の指示を受け診療に関する処置をすること。
エ 医療器具、薬品及び衛生材料の受払い及び管理に関すること。
オ 看護日誌その他の必要な記録に関すること。
- (6) 介護員 4人以上
ア 利用者の日常生活の支援、介護に関すること。
イ 利用者のケース記録等の整備に関すること。
ウ 利用者に支給する日常生活用品、慰問金品等の検収、保管、配分に関すること。
- (7) 栄養士 1人以上
ア 栄養の指導改善、献立計画及び献立表の作成に関すること。
イ 給食業務委託業者との連絡調整及び委託先の調理員等の指導に関すること。
ウ 給食器具の購入、検収及び受払いに関すること。
エ 日誌その他必要な記録に関すること。
- (8) 計画作成担当者 1人以上
利用者の特定施設サービス計画の作成に関すること。
- (9) 書 記 1人以上
他の職員の職務に属さない事務に関すること。
(診療等の実施)

第5条 協会と医療機関とで診療、健康診断等の委託契約を締結して利用者の診療、健康診断、疾病予防等に関する業務を行うものとする。

2 事業所は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(入居定員及び居室数)

第6条 尚和寮の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員 50 人

(2) 居室数 1 人部屋 10 室 2 人部屋 20 室

(利用者に対するサービスの内容)

第7条 尚和寮が利用者に提供するサービスの内容は、尚和寮の職員により行われる特定施設サービス計画の作成、安否確認、生活相談、介護等及び受託居宅サービス事業者により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等とする。

2 サービスの提供に当たっては、特定施設サービス計画に基づいて、要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めるものとする。

(入所者から受領する利用料その他費用の額等)

第8条 入所者から受領する利用料の額は、介護報酬の告示の額とし、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供したときは、利用料として介護報酬額の利用者負担の割合額とする。

2 利用者が選定する特別な食事の提供を行った場合は、必要となる費用の実費額とする。

3 日常生活に係る費用は、実費額とする。

4 第2項から第3項までに係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(受託居宅サービス事業者の名称及び所在地)

第9条 受託居宅サービス事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業者 社会福祉法人 長野市社会事業協会 尚和寮

長野市松代町東条 94 番地 1

(2) 指定通所介護事業者 株式会社 アップルケア あっぷるけあ

長野市松代町西寺尾字上高相 1047-1

(3) 指定訪問看護事業者 長野県厚生農業協同組合連合会

訪問看護ステーションまつしろ

長野市松代町松代 176 番地 14

(居室の移動及び手続き)

第10条 利用者の居室の移動については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室の移動が必要となる場合

ア より適切なサービスを提供するに当たり、同居者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。

イ 既に利用している居室がより適切なサービスを提供するに当たり、利用者が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。

ウ その他感染症等により居室の移動が必要と認められるとき。

(2) 居室の移動の手続き

特定施設サービス計画に基づき、利用者又は家族及び同居者の同意を得るもの

とする。

(尚和寮利用に当たっての留意事項)

第 11 条 寮長は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

2 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水については、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行うものとする。

3 感染症の発生防止と、蔓延しないよう必要な措置を講じるものとする。

4 入居に当たっては、利用者又はその家族に対して支援上必要な事項について、理解しやすいよう懇切丁寧に指導又は説明を行うものとする。

5 介護は、利用者の心身の状況に応じて適切な技術により行い、1 週間に 2 回以上の入浴又は清拭を行うものとする。

6 退居に当たっては、心身の状況や環境等を勘案し、居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者との連携に努め、必要な支援を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条の 2 尚和寮の利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

(1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。

(2) 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。

(3) けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第 12 条 利用者の心身の状況に急変が生じた場合及び緊急の事態が生じたときは、速やかに寮長に連絡し、主治医、協力医療機関及び家族等に連絡する等必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、前項の措置を講ずるとともに市町村等関係機関に連絡をするものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 寮長は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防災計画を作成するとともに消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置する等次の各号に掲げる対策を行うものとする。

(1) 防火管理者は次長とし、火元責任者には各室担当職員を当てるものとする。

(2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行うものとする。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼して行い、点検の際は、防火管理者が立ち会うものとする。

(4) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるものとする。

(5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるためあらかじめ自衛消防隊を編成して、任務の遂行に当たるものとする。

(6) 防火管理者は、所轄消防署、地域住民と連絡をとり、毎年定期的に避難、誘導、通報、消火等に関する訓練を、地域住民の参加が得られるよう連携を取りながら

実施するものとする。

ア 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）年 3 回以上

イ 利用者を含めた総合訓練 年 3 回以上

ウ 非常災害用設備の使用方法的訓練 随時

(7) 寮長は、非常災害が発生したときは、臨機の処置をとるとともに理事長に報告し、その指揮を受けるものとする。

(8) 前号までに掲げるほか必要な災害防止対策についても必要に応じて対処できる体制を整えるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に基づき必要な措置を講ずる。

2 事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。
（苦情解決）

第 15 条 利用者等からの苦情は、協会苦情解決に関する規程に基づいて解決するものとする。

（虐待等の防止及び禁止）

第 16 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第 17 条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その時の状況、日時、利用者の心身の状況及び理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するととも

に、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 18 条 事業所は、性的又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要な範囲を超えるものにより、職員の就業環境が害されることがないよう、法人の指針に基づき必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 尚和寮は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。退職した後も同様とする。

3 尚和寮は、見やすい場所に運営規程、職員の勤務体制、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。ただし、重要事項を記した書類を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できる状況にある場合は、掲示に代えることが出来る。

4 尚和寮は、職員、設備、備品及び会計に関する書類を整備するものとする。

5 尚和寮は、利用者に対するサービスの提供に関する書類を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

6 尚和寮は、提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努めるものとする。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか運営管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (公布 令和 5 年 6 月 9 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。